

令和7年度 春日部市結婚新生活支援事業

春日部市は、婚姻に伴う新生活を応援するため、
結婚新生活に係る住居費・引越費用を補助します。

【補助対象①】

住宅の購入費
賃料、敷金、礼金
共益費、仲介手数料



【補助金額】

上限30万円

※夫婦いずれも満
29歳以下の場合は
上限60万円

【補助対象②】

引越費用

対象世帯

次の①～⑤の要件をすべて満たす世帯です。

- ① 夫婦所得の合算：500万円未満
- ② 夫婦の年齢がいずれも満39歳以下（R7.1.1からR8.3.31の間に婚姻届を提出・受理）
- ③ 夫婦いずれかの親が春日部市に引き続き5年以上住んでいること
- ④ 3年以上春日部市に住み続ける意思があること
- ⑤ 自治会に加入する意思があること

対象費用

令和7年4月1日から令和8年3月31日までに支払った住居費、引越費用の合計金額。
そのうち補助額は合計金額の1/2に相当する額（上限30万円、夫婦いずれも満29歳以下の場合
は上限60万円・千円未満切り捨て）。
ただし、生活保護による住宅扶助・公的制度による家賃補助・勤務先からの住宅手当分等は
補助対象外とします。

○住居費：婚姻を機に市外から転入、または、市内で転居し、新たに自己居住用の
住宅を購入、または賃借する際に要した費用（住宅の購入費、賃料、
敷金、礼金、共益費、仲介手数料を対象とします）。

○引越費用：婚姻を機に市内に引越しをする際に要した費用のうち、引越業者または
運送業者へ支払った費用。

※予算額に達した時点で申請の受付を終了します。

申請手続きの流れ

1 交付申請書の提出

次の提出書類を揃えて春日部市役所住宅政策課へ提出してください。

提出書類

① 戸籍謄本

※春日部市に本籍がある場合は不要

② 前年分の所得証明書

・申請者及び配偶者の2人分

・前年分の所得証明書が交付されない場合は前々年分

※当該所得証明書が春日部市で発行できる場合は不要

③ 直近2年間分の納税証明書又は非課税証明書

・申請者及び配偶者の2人分

※当該証明書が春日部市で発行できる場合は不要

④ 貸与型奨学金の返済額が分かる書類の写し

※申請日現在、貸与型奨学金の返済を行っている場合

⑤ 引越しに係る領収書の写し

[住宅を購入した場合]

⑥ 住宅の売買契約書及びこれに係る領収書、受領書等支払いを証明するものの写し

[賃借の場合]

⑦ 住宅の賃貸借契約書及びこれに係る領収書、受領書等支払いを証明するものの写し

⑧ 住宅手当支給証明書

2 補助金交付請求書の提出

交付申請書の審査、補助金の交付決定後、「春日部市結婚新生活支援補助金交付決定通知書」および「春日部市結婚新生活支援補助金交付請求書」を申請者宛て送付します。

「春日部市結婚新生活支援補助金交付請求書」に必要事項をご記入いただき、春日部市住宅政策課あて提出してください。

申請書については、市公式ホームページから印刷、もしくは窓口で配布しております。
ご不明な点がございましたら、下記連絡先までご連絡ください。



春日部市 都市整備部 住宅政策課
〒344-8577 埼玉県春日部市中央七丁目2番地1
電話：048-796-8159（直通）



詳細はコチラ ↑